

安城市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、より良い保育サービスの提供に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所又は同法39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の新設、修理、改造又は整備（以下「施設整備」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で交付する民間保育所施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、安城市内において保育所を運営する社会福祉法人（社会福祉法人の認可申請をし、その認可が確実な者を含む。）及び学校法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者の行う施設整備であって、平成29年度（平成28年度からの繰越分）保育所等整備交付金交付要綱（平成29年3月31日施行、平成29年4月1日適用。以下「国交付要綱」という。）第6項に規定する施設整備事業又は認定こども園施設整備費補助金交付要綱（平成27年8月3日施行。以下「認定こども園要綱」という。）第2に規定する施設整備事業（幼稚園耐震化に係る整備事業を除く。）若しくは愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱（平成21年10月14日施行。以下「県交付要綱」という。）第2条に規定する事業に該当し、これらの要綱に基づく補助金等の交付決定を受けたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業につき国交付要綱第8項の規定により算定された交付額（国の負担分）及び当該交付額に対して国交付要綱別表1-9に定める市の負担の割合に応じる額（市の負担分）を合算した額
- (2) 補助事業につき認定こども園施設整備費補助金実施要領（平成27年8月3日施行。以下「県実施要領」という。）第3の規定により算定された交付額（県の負担分）及び当該交付額に対して県実施要領別紙1の3（2）に定める市

の負担の割合に応じる額（市の負担分）を合算した額

(3) 県交付要綱別表2の補助基本額に市町村の補助率を乗じて得た額

(4) 施設を設置する土地に係る固定資産税及び都市計画税（当該施設の建築に係る確認済証の交付を受けた日の翌年1月1日（市長がやむを得ないと認める場合は翌々年以後の1月1日を含む。）において、当該施設が建築中である場合の当該1月1日を賦課期日とする年度に係るものに限る。）に相当する額

2 前項の場合において、算定された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次条の規定による申請書の提出の前に施設整備計画の協議書を市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条の補助金等交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たって次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合（中止し、又は廃止する場合を含む。）は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（価格が50万円以上であるものに限る。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間（同令に定めがないものについては、市長が別に定める期間とする。）内において、市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。

(4) 市長の承認を得て前号の譲渡等をし、収入を得た場合には、その全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告（事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づいた報告とする。）をすること及び市長に当該報告があった場合は当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業を行うための契約を締結する相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- (8) 補助事業に係る建設工事の契約において、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (9) 補助事業を行うための契約は、入札に付する等安城市の契約手続に準じて行うこと。
- (10) 補助対象者が、前各号の条件に違反した場合は、市長が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了したときは、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所施設整備事業補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所施設整備事業補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行し、改正後の安城市民間保育所施設整備事業補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。